

For Students who are Deaf or Hard of Hearing

欧米の障害者への合理的配慮 －聴覚障害者の場合

筑波技術大学
白澤麻弓

話の流れ

- 1 米国における合理的配慮提供の枠組み
- 2 合理的配慮の決定プロセスと
紛争解決の仕組み



米国の障害関連法規

リハビリテーション法 (1973年)

連邦政府機関

連邦政府から補助金などを受けている機関
(ほとんどの大学を含む)

障害を持つアメリカ人法 (ADA) (1990年)

Title II 州・地方公共団体
(州立大学等)

Title III 民間の公共施設
(私立大学)

Title I 職場

Title IV 通信

重複適用

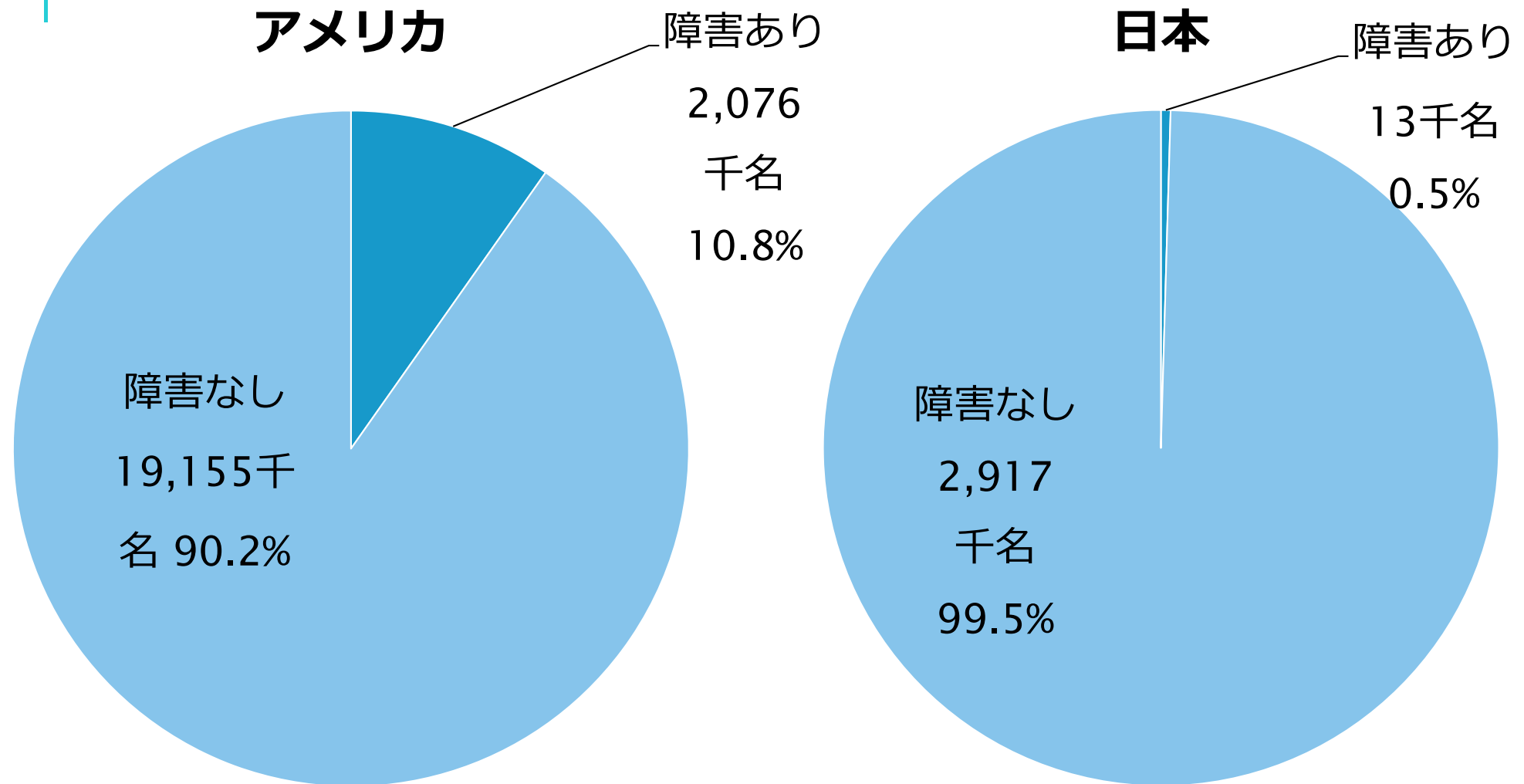
合理的配慮とは？

- 平等な権利行使のために必要な変更・調整

- 物理的環境への配慮
 - 意思疎通への配慮
 - ルール・慣行の変更
- } 等を含む

- 個別の場面によって求められる内容が変化
- 著しい負担やプログラムの本質的変更等を迫られる場合以外は、実施の法的義務がある

障害学生の在籍数（学士課程）



National Postsecondary Student Aid Study (2008) 日本学生支援機構(2013)

障害学生支援室



ロチェスター工科大学



マサチューセッツ大学



ボストン大学

聴覚障害学生への支援

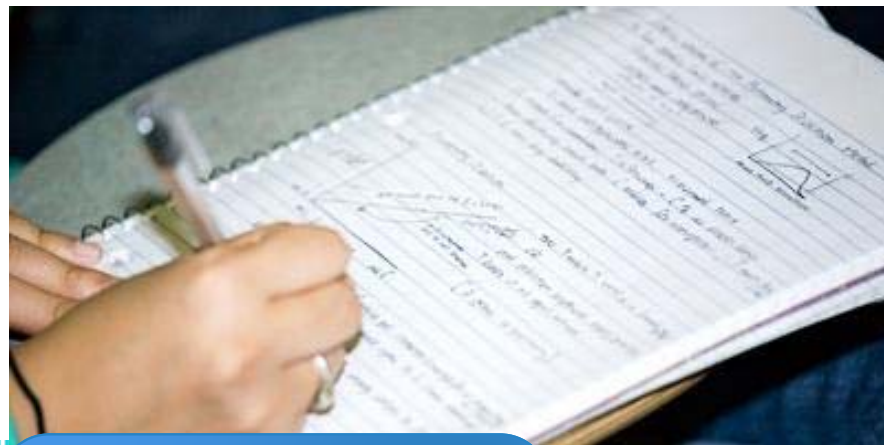


手話通訳

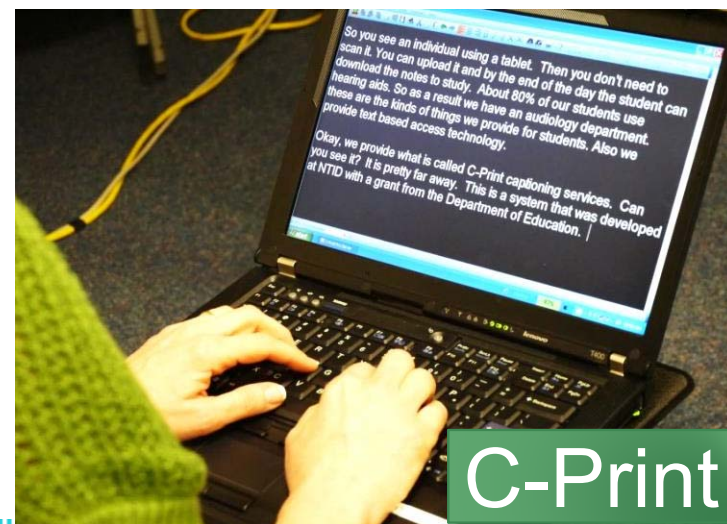
文字通訳



CART



ノートテイク



C-Print

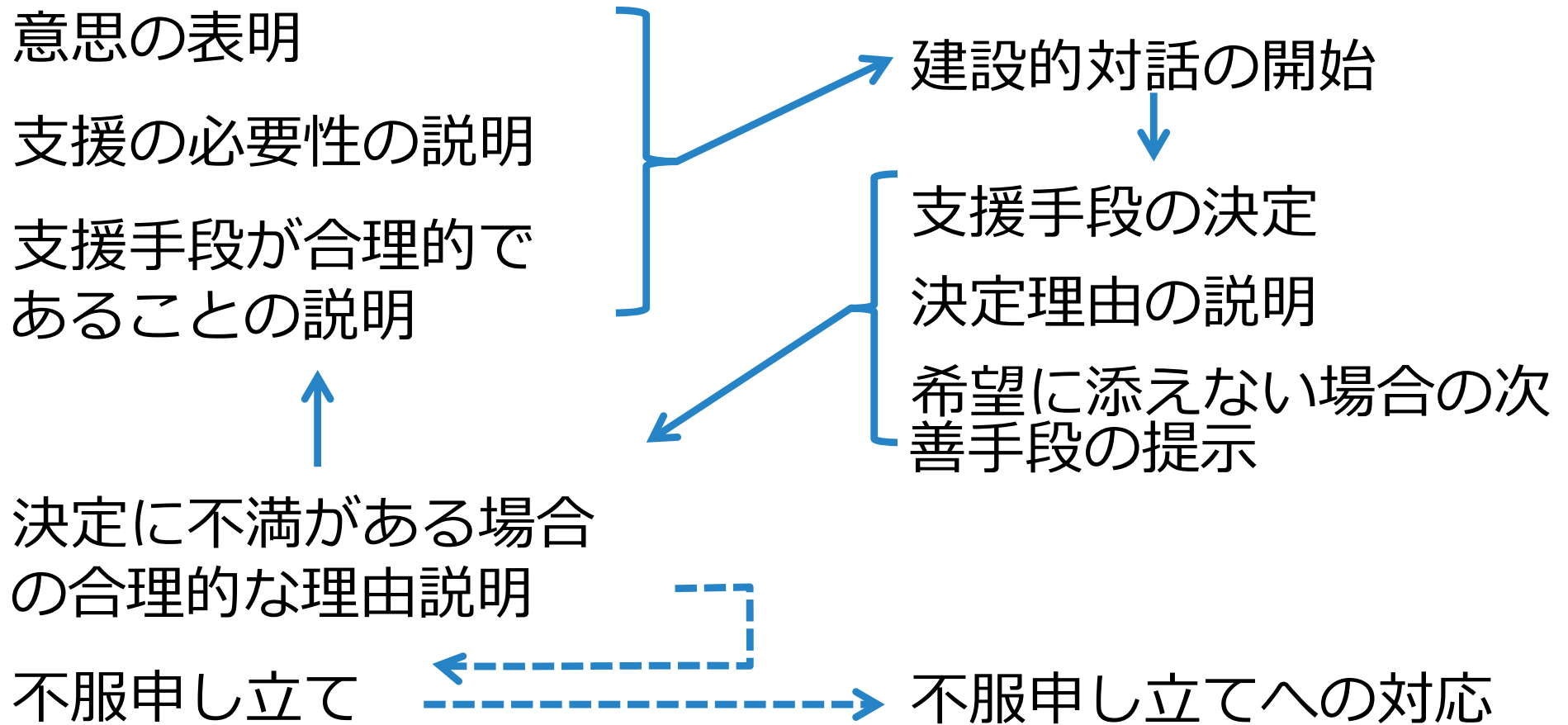
大学における手話通訳者養成



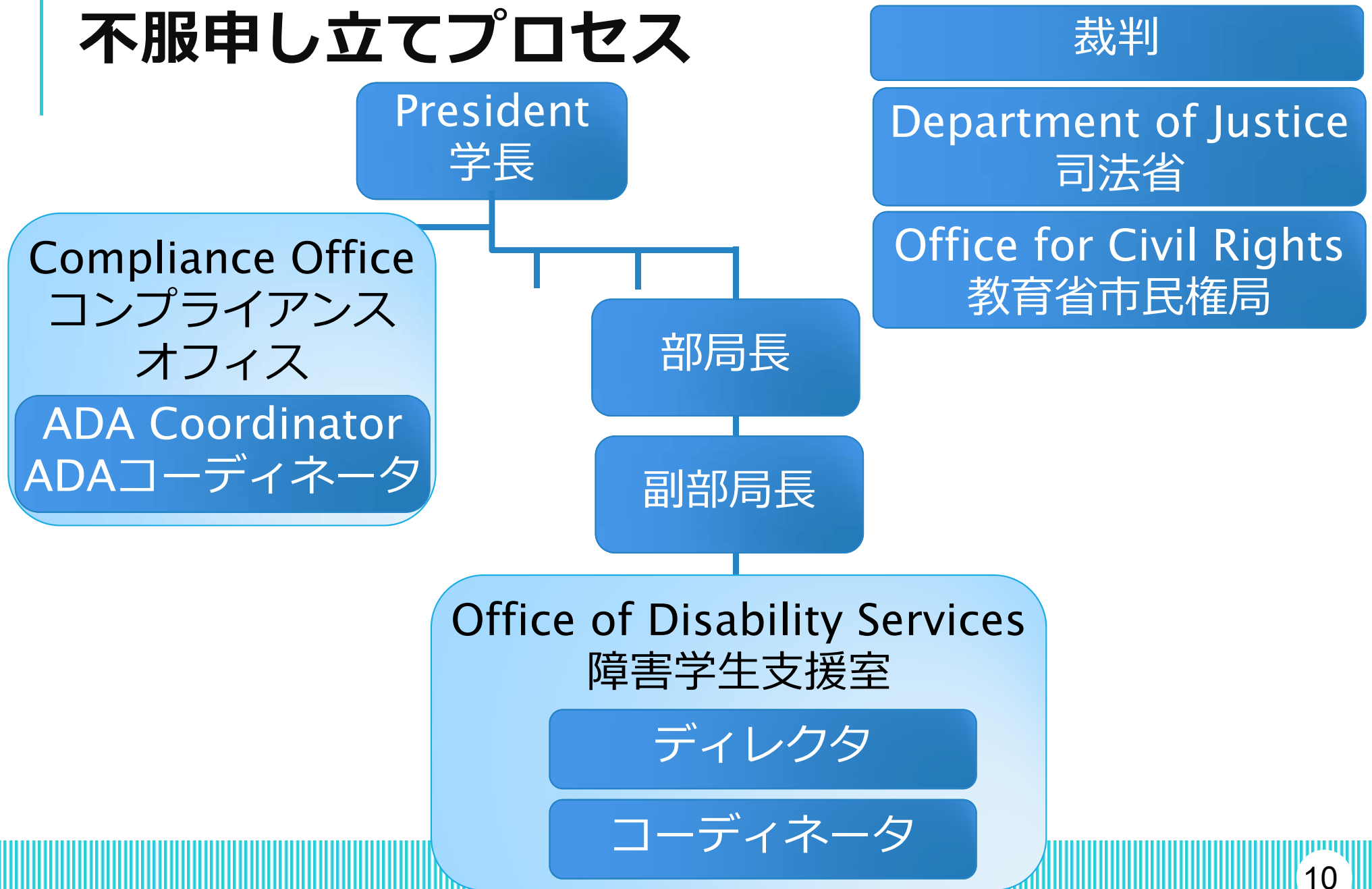
手話通訳者養成
課程を持つ大学
が100校以上！



合理的配慮の決定過程



不服申し立てプロセス



教育省による指導事例 (ミシガン大学)

- 聴覚障害学生が教育実習において手話通訳の使用を申し出たところ、大学側は「通訳はつけるが、教壇に立って指導する際の利用は認めない」と伝えた。
- 加えて、「手話通訳を使用した場合、教員免許は与えない」との書類にサインを求められた。
- 実習の前半は手話通訳者を配置していたが、後半の教壇実習では配置なし。また、日によって違う通訳者がくるため、一貫した支援が得られなかった。
- こうした状況を不満に思った学生は、教育省に訴え。

教育省による指導事例 (ミシガン大学)

【本人側の主張】

- 大学が必要な合理的配慮を提供せず、周囲の学生と同等の学習機会を与えないのはADA/504違反にあたる。
- 合理的配慮を利用したことを理由に評価を下げることは、不当な差別的取扱いにあたる。

【大学側の主張】

- 大学は合理的と考えられる範囲で支援を提供しているのだからADA/504違反ではない。
- 手話通訳の使用を禁止したのは、ミシガン州の教育省による定めに準拠するためである。

教育省による指導事例 (ミシガン大学)

【ミシガン州の規定】

- 「教員免許を得ようとする者は、他者の助けなしに自身の教授スキルを示すことができないなければならない」

【大学側の主張】

- 教壇で手話通訳を用いることは、求められているスキルの本質的変更にあたる

教育省による指導事例 (ミシガン大学)

【教育省OCRの見解】

- ミシガン州によると、上記の規定は、手話通訳の使用に対して異議を唱えるものではないとのことである。
- 手話通訳の提供は学生にとっての効果的なコミュニケーションを保障するために必要な措置であり、大学はこれを提供していく必要がある。

教育省による指導事例 (ミシガン大学)

【教育省OCRの見解】

- 障害に基づく絶対的な要因で合否を決めるような規定は取り除き、求められる教育要件を満たしているかどうかを個別の状況を見て判断すること。
 - 他学生と同等の教育機会を保障するため、必要なアクセスサービスを提供すること。また、これらのサービスの使用を禁ずるようなポリシーは排除すること。
- 最終的に、学生は数人の優秀な手話通訳者チームによる支援を受けて教育実習を再度実施

まとめ

- 1 米国における合理的配慮提供の枠組み
- 2 合理的配慮の決定プロセスと
紛争解決の仕組み

